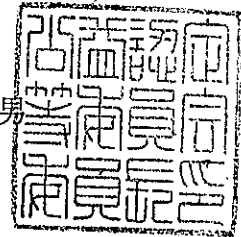




府 益 第 7 1 9 号
平成 2 3 年 6 月 2 3 日

内閣総理大臣
菅 直人 殿

公益認定等委員会
委員長 池田 守男



答申書

平成 2 3 年 6 月 1 7 日付け府益担第 3 8 7 3 号をもって公益認定等委員会に諮問
があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙記載の法人については、一般社団法人及び一般財団法人に
関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号）第 1 0 0 条に規定する
認定の基準に適合すると認めるのが相当である。

1. 法人コード：A004280
2. 法人の名称：社団法人日本栄養・食糧学会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人日本栄養・食糧学会
4. 代表者の氏名：石田 均
5. 主たる事務所の所在場所
東京都豊島区池袋三丁目60番5号
6. 公益目的事業
 - (1) 学術大会における研究成果の発表の機会の提供、研究費助成及び研究の前提となる倫理審査を行うことによる研究機会の提供、優れた研究や関連分野における貢献に対する表彰、国民の健康の基盤となる情報の収集、さらに国際学会発表への助成や国際会議シンポジウムの開催など国際交流の促進により我が国の研究の世界における地位を高めることを通じ、栄養科学並びに食糧科学の基礎及び応用研究を活性化して、国民の生活習慣病予防及び生涯にわたる健康維持に必要な研究成果の蓄積を促すことにより広く国民の健康に資するための事業
 - (2) 栄養科学及び食糧科学に関する研究成果及び関連情報を、学術雑誌の編集・発行や様々な媒体を用いた広報活動を通じて、研究者及びすべての国民に広く提供し、栄養・食糧学に関する正しい知識の普及を図ることによって国民の生活の質を高めて広く福祉に貢献するための事業
7. 収益事業等
該当なし
8. 旧主務官庁の名称：文部科学省